

重度障害者等通勤対策助成金（重度障害者等用住宅の賃借）

当該助成金は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の4第1項第1号イの規定に基づき、障害の理由により通勤することが容易でないため、入居させる特別の構造又は設備を備えた住宅の賃借を行わなければ、対象障害者の雇用の継続が困難であると認められる事業主に対して支給されるものです。（対象障害者の障害がなければ、申請住宅の直前の住宅（対象障害者が申請住宅の直前に居住していた住宅。以下「前住宅」といいます。）から公共交通機関等を使用すること等により通勤できるため当該措置を行う必要はないが、対象障害者の障害特性のみの理由により前住宅から公共交通機関等を使用すること等による通勤ができないため、特別の構造又は設備を備えた住宅の賃借を行わなければ、対象障害者の雇用の継続が困難であると認められる場合です。ただし、申請時点において対象障害者が雇用されてから6か月を超えている場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、雇用の継続が図られており、既に今まで通勤困難性に対する措置がなされていることから助成対象とはなりません。

なお、ここでいう「やむを得ない理由があると認められる場合」とは、次の場合をいいます。

- ①対象障害者が中途障害者となった場合、又は障害の重度化が認められる場合であって、障害者手帳の写し又は指定医（精神障害者の場合は主治医）の診断書により通勤が困難になった理由が障害の進行等によるものであることが確認できる場合。なお、中途障害者となった日又は職場復帰した日のいずれか遅い日から6か月を超える期間が経過した場合は支給対象障害者となりません。
- ②人事異動等（支給対象事業主の事業所間及び事業所内で転勤、配置転換等により地位、勤務形態及び職務内容等が変更になることをいい、採用を除きます）の場合。ただし、人事異動等から6か月を超える期間が経過した場合は支給対象障害者となりません。）

その申請にあたっては以下の事項にご留意ください。

1 対象障害者の通勤困難性について

対象障害者の前住宅から申請事業所まで通勤が困難な理由について、対象障害者の障害に基づいた説明を行っていただく必要があります。

具体的には、対象障害者の前住宅から申請事業所まで公共交通機関等で通

勤した場合の通勤経路、通勤方法、通勤距離、通勤時間を明記の上、その通勤経路では対象障害者の障害により通勤が困難である理由を具体的に記載して説明してください。

また、次の①～③に示す例のように対象障害者の障害の有無にかかわらず前住宅から事業所まで公共交通機関等を使用して通勤することが困難である場合や公共交通機関等による通勤が事業主の都合で困難になった場合等は、対象障害者の障害のみの理由により通勤が困難になったものではないことから助成対象とはなりません。

- ① 対象障害者の前住宅から事業所まで通勤できる公共交通機関等がない等、そもそも公共交通機関等による通勤が不可能な場合
(通常は自動車等の車両運搬具を使用して通勤する経路であって、対象障害者がその障害の理由により自動車運転免許を取得できない又は医師から自動車の運転を止められていることが確認できる場合等を除きます。)
- ② 対象障害者の前住宅から事業所まで通常では通勤しないような相当の距離があり、通常通勤することが困難である場合
(例えば、東京都に住んでいたが、大阪府の事業所へ採用されることに伴い、東京都における住宅から大阪府への事業所へ通勤することは困難であるため住宅を移転する必要がある場合)
ただし、人事異動等の場合は除きます。
- ③ 対象障害者の入社後、事業所が移転したことにより公共交通機関等による通勤が困難になった場合

なお、対象障害者が精神障害者である場合は、その通勤が困難である(となった)症状を確認するために、主治医の診断書を添付してください。

(対象障害者が精神障害者であって①のかっこ書きに該当する場合は、その症状の他、当該障害の理由により自動車の運転免許が取得できない又は自動車の運転を止められていることが確認できる内容が記載されていること。)

2 申請住宅について

申請住宅は、対象障害者の通勤を容易にするために、対象障害者の障害に応じた特別の構造又は配慮のある住宅を新規に措置することについて助成するものであるので、事業主が対象障害者のために新規に賃貸借契約した住宅が助成対象となります。

したがって、対象障害者以外の労働者のために事業主が契約していた住宅や対象障害者本人が賃借していた住宅を事業主の契約に切り替えたもの等は助成対象とは認められません。

また、対象障害者の障害に応じた特別の構造又は設備を備えた住宅であることについて、対象障害者の障害特性にどのように対応された住宅であるかを具体的に説明してください。

なお、当該住宅から事業所まで相当距離が離れている場合や、その移動において対象障害者の障害特性に配慮された通勤環境と認められない場合等は、対象障害者の通勤を容易にしている住宅と認められないため助成対象外となります。

3 その他

賃借に係る住宅の貸与にあたって、対象障害者から使用料を徴収しない場合は、当該住宅の賃料額が現物支給と見なされるため給与として取扱われ、課税又は労働保険、社会保険等の算定対象になりますので、管轄する税務署、労働局、年金事務所等にご相談ください。